

JU千葉 業販システム利用規約

当規約は千葉県中古自動車販売商工組合(JU千葉)の運営するオークションにおける業販システム「即落サポート・ワンプライスネット・一発落札・ワンプライス」(以下、本システム)利用に関しての細則を定めるものであり、利用会員は下記規約を遵守しなければならない。

1. 利用及び制限

- ① 本システムにおける全ての取引は現車セリ会場での取引と同様とみなし、本規約で記載の無きものは、中商連オートオークション統ルール及びJU千葉オークション会場規約を適用する。
- ② JU千葉会員は本システムを利用することができ、脱会等により会員資格を喪失した場合は、同時に本システムを利用できなくなる。

2. 利用料金

出品手数料 : 無料

成約手数料 : 15,000円(税別) / 1台

※手数料は諸事情により変更する場合がある。

3. 出品方法及び公開期間

- ① 出品登録を希望する場合は、公開期間内に所定の用紙に必要事項を記入し事務局へ申し出ること。
- ② 出品登録された車両は株式会社JUコーポレーションの運営する「即落サポート」、株式会社オートサーバーの運営する「ワンプライスネット」、株式会社アイオークの運営する「一発落札」、及び株式会社シグマネットサービスの運営する「ワンプライス」にて公開する。
- ③ 出品公開期間は、原則としてJU千葉オークション終了後より翌週木曜日12:00(正午)までとする。但し、JU千葉の判断で、掲載期間の延長または短縮を行う場合もある。
本システムで成約とならなかった車両は、次回オークションに再出品することとする。

4. 出品登録

- ① 所定の用紙に判読し易い文字で必要事項を記入すること。記入間違い等により損害が発生した場合でも、JU千葉は一切の責任を負わない。
- ② 出品登録をした車両の希望価格の変更や、搬出を希望するなどにより出品取消をする場合は、事務局営業時間内に申し出ること。
- ③ 本システム出品中にも関わらず、小売や他オークション会場での成約等により二重売りとなった場合に関するトラブルは、全て出品店責任とし、JU千葉は一切責任を負わない。

5. 出品車の成約(落札)

- ① 本システムでの成約(落札)の成立は、落札店により本システムの各サイト画面上にある「申込(落札申込・申込する 等)ボタン」が押下(クリック)された時点とする。
- ② 落札日の起算は5-①で定めた時点の日付とする。ただし、落札車両の搬出期限及びクレーム受付期間の起算に関してのみ、土曜日の17:00から24:00前、日曜日及び事務局休業日に落札された車両は、翌営業日に落札されたものとして扱うこととする。

6. キャンセル

- ① 出品店都合及び落札店都合キャンセルは、5-①で定めた時点よりJU千葉事務局翌営業日の12:00までに申し出ること。
- ② 出品店都合によるキャンセルは「ペナルティ10万円+成約・落札手数料+陸送代」を請求する。
- ③ 落札店都合によるキャンセルは「ペナルティ6万円+成約・落札手数料」を請求する。

7. 落札車両の搬出

- ① 車両の搬出は、事務局にて落札車両代金の入金確認後に行うものとする。
JU千葉オークション会場に直接登録のある会員は、JU千葉での搬出条件を適用する。
- ② 車両の搬出期限は原則として5-②で定めた日を含む4日間で、10:00から17:00の間とする。
また、JU千葉の判断により搬出期限の延長が認められる場合でも、必ず搬出期限内に延長の希望を申し出ることとし、搬出期限を過ぎた車両に対しては、JU千葉の定めるペナルティを請求する。

8. クレーム

- ① クレーム受付期間は、5-②で定めた落札日を含む4営業日目の17:00までとする。
- ② クレーム期間の延長は、8-①で定めた期間内に申告があり、JU千葉が許可した場合に限り認める。

9. 種類と清算

- ① 成約(落札)車両の計算書は、出品受付された開催回数(開催日)の計算書にて追加計上する。
- ② 書類期限及び名義変更期限は、出品受付された開催回数(開催日)を基準とする。預かり保証金(自税相当額)の扱いも同様とする。
- ③ 落札した車両の代金は、落札日より4日以内に決済することとする。